

## 第43回宮城県地方港湾審議会幹事会議事録

日時 平成27年3月19日（木）

午後2時

場所 宮城県行政庁舎9階

第一会議室

## 第43回宮城県地方港湾審議会幹事会議事録

### 1 開催年月日及び場所

平成27年3月19日（木）午後2時から午後3時16分まで  
宮城県行政庁舎9階 第一会議室

### 2 出席者の職名及び氏名

- |   |         |
|---|---------|
| ・ 横浜税関仙台塩釜税関支署総務課長                                  | 川 合 伸   |
| ・ 仙台検疫所次長   | 浜 出 豊 明 |
| ・ 横浜植物防疫所塩釜支所長                                      | 阿 部 淳   |
| ・ 東北経済産業局産業部産業振興課長                                  | 渡 邊 善 夫 |
| ・ 東北運輸局交通環境部物流課長                                    | 宮 地 和 久 |
| ・ 東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所長                              | 高 田 直 和 |
| ・ 宮城海上保安部交通課長                                       | 山 口 雅 弘 |
| ・ 東北地方整備局企画部企画課長補佐<br>（東北地方整備局企画部環境調整官 高 橋 弘 典 代理）  | 菅 太     |
| ・ 石巻市建設部河川港湾室長補佐<br>（石巻市建設部長 土 井 昇 代理）              | 馬 場 農 利 |
| ・ 塩竈市産業環境部商工港湾課みなとまちづくり係長<br>（塩竈市産業環境部長 小 山 浩 幸 代理） | 郷 古 勝 浩 |
| ・ 気仙沼市建設部土木課長補佐兼道路整備係長<br>（気仙沼市建設部長 佐 藤 清 孝 代理）     | 小 松 泰 志 |
| ・ 女川町建設課長   | 木 村 公 也 |
| ・ 宮城県総務部次長  | 伊 藤 哲 也 |
| ・ 宮城県震災復興・企画部次長                                     | 小 林 裕   |
| ・ 宮城県環境生活部次長（技術担当）                                  | 安 倍 睦 夫 |
| ・ 宮城県農林水産部農林水産総務課長<br>（宮城県農林水産部理事兼次長 渥 美 英 夫 代理）    | 三 浦 年 男 |
| ・ 宮城県土木部次長  | 藤 田 博   |
| ・ 宮城県土木部次長（技術担当）                                    | 門 傳 淳   |

### 3 議題

#### (1) 報告

第42回宮城県地方港湾審議会幹事会議案の処理について

#### (2) 審議

イ 議案第1号 仙台塩釜港港湾計画の軽易な変更について

ロ 議案第2号 仙台塩釜港（石巻港区）臨港地区の分区の変更について

ハ 議案第3号 仙台塩釜港（塩釜港区）港湾隣接地域の指定及び変更について

ニ 議案第4号 女川港港湾隣接地域の変更について

ホ 議案第5号 御崎港港湾隣接地域の指定及び変更について

### 4 審議経過の概要

#### (1) 開会

幹事会を公開とすることについて事務局から確認がなされた。

#### (2) 挨拶

宮城県土木部門傳次長（技術担当）から、今回の幹事会の概要説明を含めて挨拶があった。

#### (3) 会議成立の確認

事務局から幹事総数20名中出席18名、うち本人出席13名、代理出席5名で過半数の定足数に達しており、宮城県地方港湾審議会条例第7条第2項及び同運営規則第6条第4項の規定により、本幹事会が成立していることが報告された。

#### (4) 報告

仙台塩釜港の港湾・海岸における復旧・復興状況等について

仙台塩釜港の港湾・海岸における復旧・復興状況等について、事務局から報告がなされた。

（質疑なし）

#### (5) 議長選出

幹事会の議長については、宮城県土木部次長（技術担当）の門傳幹事が務めることとされた。

#### (6) 議事録署名人の指名

横浜税関仙台塩釜税関支署総務課長の川合幹事と東北運輸局交通環境部物流課長の宮地幹事が指名された。

#### (7) 議事

##### イ 報告

第42回宮城県地方港湾審議会幹事会議案の処理について

事務局から、第42回宮城県地方港湾審議会幹事会議案の内容及びその後の経過等が報告された。

(質疑なし)

ロ 審議

(イ) 議案第1号 仙台塩釜港港湾計画の軽易な変更について

事務局から、仙台塩釜港港湾計画の軽易な変更について、議案書及び資料により説明がなされた。

<議長 門傳幹事>

ただいま事務局から説明のありました議案第1号につきまして、御意見、御質問等はありませんか。

<宮城海上保安部交通課長 山口幹事>

石巻港区の変更ですが、今まで港湾関連用地として使っていた土地を工業用地に変更するのは企業の計画があるからということですが、ここの前面水域は水路になっております。水路の側に岸壁を整備するに当たり、船の交通に係る安全についてはどのようにお考えですか。

<事務局>

今現在、進出してくる予定の造船会社が斜路を設置することになっております。設置する斜路は、西水路に向かって直角方向に作ることになっておりますので、船の進水時は西水路の方に滑り込む形になりますが、造船の規模は比較的小規模な船舶ということを知っております。それでも、大曲地区があり、航行する漁船等もございますから、ウインチ等を利用して静かに進水させるという配慮や、進水時に航路上に警戒船を配置するなど、航行船舶の安全には十分配慮させていただきたい、というお考えを持っていると聞いております。

<宮城海上保安部交通課長 山口幹事>

そのような安全対策について、港湾管理者である県からも、企業に指導しているという理解でよろしいでしょうか。

<事務局>

はい。航路に接しますので、海上保安部様に対して事前に協議することをお願いしております。港湾管理者としても、できるものについては積極的に企業進出に協力して参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

<議長 門傳幹事>

他に何か、御意見、御質問等はありませんか。

(質疑なし)

<議長 門傳幹事>

それでは、お諮りいたします。議案第1号につきましては、原案のとおり適当であると宮城県地方港湾審議会あて報告することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

<議長 門傳幹事>

御異議がないようですので、原案のとおり適当であるとして、報告することにいたします。

(ロ) 議案第2号 仙台塩釜港(石巻港区)臨港地区の分区の変更について

事務局から、仙台塩釜港(石巻港区)臨港地区の分区の変更について、議案書及び資料により説明がなされた。

<議長 門傳幹事>

ただいま事務局から説明のありました議案第2号につきまして、御意見、御質問等はありませんか。

(質疑なし)

<議長 門傳幹事>

それでは、お諮りいたします。議案第2号につきましては、原案のとおり適当であると宮城県地方港湾審議会あて報告することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

<議長 門傳幹事>

御異議がないようですので、原案のとおり適当であるとして、報告することにいたします。

<議長 門傳幹事>

それでは、議案第3号の審議に移りますが、議案第3号から議案第5号までにつきましては、宮城県地方港湾審議会運営規則第7条第2号の規定に基づき、幹事会に調

査審議が委任されましたので、同運営規則第6条第2項の規定に基づき、審議の上、議決しようとするものです。

- (ハ) 議案第3号 仙台塩釜港（塩釜港区）港湾隣接地域の指定及び変更について  
事務局から、仙台塩釜港（塩釜港区）港湾隣接地域の指定及び変更について、議案書及び資料により説明がなされた。

<議長 門傳幹事>

ただいま事務局から説明のありました議案第3号につきまして、御意見、御質問等  
はございませんか。

(質疑なし)

<議長 門傳幹事>

それでは、お諮りいたします。議案第3号につきましては、原案のとおり適当であると決し、宮城県地方港湾審議会あて報告することにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

<議長 門傳幹事>

御異議がないようですので、原案のとおり適当であるとして、報告することにいたします。

- (ニ) 議案第4号 女川港港湾隣接地域の変更について

事務局から、女川港港湾隣接地域の変更について、議案書及び資料により説明がなされた。

<議長 門傳幹事>

ただいま事務局から説明のありました議案第4号につきまして、御意見、御質問等  
はございませんか。

(質疑なし)

<議長 門傳幹事>

それでは、お諮りいたします。議案第4号につきましては、原案のとおり適当であると決し、宮城県地方港湾審議会あて報告することにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

<議長 門傳幹事>

御異議がないようですので、原案のとおり適当であるとして、報告することにいたします。

(ホ) 議案第5号 御崎港港湾隣接地域の指定及び変更について

事務局から、御崎港港湾隣接地域の指定及び変更について、議案書及び資料により説明がなされた。

<議長 門傳幹事>

ただいま事務局から説明のありました議案第5号につきまして、御意見、御質問等はありませんか。

(質疑なし)

<議長 門傳幹事>

それでは、お諮りいたします。議案第5号につきましては、原案のとおり適当であると決し、宮城県地方港湾審議会あて報告することにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

<議長 門傳幹事>

御異議がないようですので、原案のとおり適当であるとして、報告することにいたします。

<議長 門傳幹事>

それでは、今回の報告事項、審議事項以外で御意見、御質問等はありませんでしょうか。

(発言なし)

<議長 門傳幹事>

ないようですので、以上をもちまして、本日の議事の一切を終了させていただきます。幹事の皆様には、慎重な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

<事務局>

これをもちまして、第43回宮城県地方港湾審議会幹事会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中、御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

## 5 議決内容

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号及び議案第5号について、原案どおり宮城県地方港湾審議会へ報告することについて異議なく承認された。



宮城県地方港湾審議会運営規則第5条及び第8条の規定による議事録として適当であることを認め、署名押印する。

第43回宮城県地方港湾審議会幹事会

議事録署名人

---

---